

小規模不動産特定共同事業変更届出書 提出が必要となる書類(提出部数は、正本1部及び副本5部)

変更内容	提出書類		根拠条文	備考	チェック
(1)商号又は名称及び住所、資本金又は出資金	様式第16号	変更届出書	規則第67条第1項		
	その他添付書類	登記事項証明書(商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書))	規則第67条第2項第1項		
(2)役員、政令使用人	様式第16号	変更届出書	規則第67条第1項		
	様式第2号	第2面～第3面	法第42条第1項第2号		
		第5面 (役員の兼職状況)	規則第7条第1項第2号		
	その他添付書類	添付書類(3)-1:略歴書	規則第61条第1項第2号 規則第67条第2項第2号	役員、法施行令第10条で定める使用人、業務管理者	
		添付書類(5):誓約書	規則第61条第2項第1号		
登記事項証明書(商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書))	規則第67条第1項	役員の就退任がある場合のみ			
(3)事務所の所在地(事務所の廃止に伴うものを除く)	様式第16号	変更届出書	規則第67条第1項		
	様式第2号	第3面	法第42条第1項第3号		
	その他添付書類	登記事項証明書(商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書))	規則第67条第2項第3項		
(4)業務管理者	様式第16号	変更届出書	規則第67条第1項		
	様式第2号	第3面	法第42条第1項第3号		
	様式第3号	添付書類(1):業務管理者設置証明書	法第42条第2項第3号		
		添付書類(3)-1:略歴書		役員、法施行令第10条で定める使用人、業務管理者	
		添付書類(3)-3:実務経験証明書	規則第61条第1項第2号 規則第67条第2項第4号	(3)-4の提出がある場合は不要	
		添付書類(3)-4:業務管理者資格届出書		①ビル経営管理工登録証明事業、②不動産コンサルティング技能試験・登録事業、③一般社団法人不動産証券化協会認定マスター、④国土交通省指定の実務講習(日本ビルディング経営センター実施)の4つのうちのいずれかに係る証明書(不動産コンサルティング技能登録証等)の写しが必要。	
添付書類(4):不動産特定共同事業の業務を執行するための組織に関する事項	規則第61条第1項第3号	別紙添付でも可			
(5)業務の方法	様式第16号	変更届出書	規則第67条第1項		
	様式第2号	第4面	規則第60条第1項第1号	様式のみで記入できない場合は、別紙添付可。	
(6)他に事業を行っているときは、その事業の種類	様式第16号	変更届出書	規則第67条第1項		
	その他添付書類	定款	規則第67条第2項第5号		

※上記以外でも、内容確認のために、別に各種書面を求めることがあります。

※官公署が証明する書類は、申請日前3月以内に発行されたものであることが必要です。